



21川人委調第81号

平成21年5月18日

川崎市議会議長 鏑木茂哉様

川崎市市長 阿部孝夫様

川崎市人事委員会

委員長 西澤秀元

職員の期末・勤勉手当に関する特例措置について

川崎市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の期末・勤勉手当について次のとおり意見を申し出ます。

本年の民間企業の夏季一時金の決定状況は、世界的な金融危機を発端とした景気の急速な悪化を背景に、公表された資料等によると前年に比べ大幅な減少となっています。また、人事院は平成21年5月1日、夏季一時金に関する特別調査の結果に基づき、期末・勤勉手当の支給月数の一部を凍結する勧告を行ったところです。

本市職員についても、このような社会情勢や国及び他都市の動向を勘案し、平成21年6月に支給する期末・勤勉手当の支給月数の一部を凍結する特例措置を講ずる必要があると認めます。

なお、この特例措置による凍結分に相当する支給月数の期末・勤勉手当の取扱いについては、現在行っている職種別民間給与実態調査において、例年どおり特別給の支給状況を調査し、期末・勤勉手当の支給月数の改定を行う必要がある場合には、本年10月に勧告を行うものとします。

この意見に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

1 期末・勤勉手当

平成21年6月に支給する期末・勤勉手当について、0.20月分を凍結する特例措置を行うこと。併せて、再任用職員についても所要の措置を行うこと。

2 実施時期

この意見を実施するための条例の公布の日